

チリリン・タイム指導者解説

指導を受ける対象者の年齢、理解度などに応じた内容でご指導をお願いします。



〇今月の指導内容

「自転車は車道が原則、歩道は例外」(車道は左側を通行)

〇目標

自転車の通行ルールを理解させる。

○指導過程

, <u> </u>				
段階	流れ	指導上の留意点		
導入	質問	自転車の通る場所について、どこを通行しても良いのか、通っても 良いところではどのように通るべきかなど1~2人に質問する。		
展開	自転車 乗車時の 心得	自転車は車の仲間であり、原則として車道を通行しなければならないこと、車道では左端に沿って通行しなければならないことを理解させる。また、歩道は例外であることも合わせて理解させる。(年齢、標識や標示によって歩道を通行できる場合があるが、歩道を通行するときは歩行者優先であることについて等は7月号で詳しく説明します。)		
まとめ	歩行者と自転車の通行区分は本来区別されており、自転車は車両として区別された場所を通るべきであることを指導する。			

〇指導内容・指導上の留意点

指導目標	指導	对 象	指導内容	
	小学生		【車道通行の原則】 自転車は、自動車と同じ車道を通ることが原則です。その場合、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければなりません。 【歩道を通行できる場合】 13歳未満70歳以上の方が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができますが、警察官や交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければなりません。 (県警察では小学生に対しては、歩道を通行するように安全講話で説明しています。詳しくは7月号で説明します。)	
自 車 で と さ る		中学生・高校生	右側通行をし、交差点に入る場合、車の運転者からの発見が遅れ、事故の原因となります。また、右側通行は、「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の1つです。車道と歩道等が区別されている道路で自転車が通行することができない歩道を通行したり、道路(車道)の右側を通行する行為が当てはまります。* 通行区分違反 交通状況に応じて通行方法が変更するので、正しい乗り方を指導しましょう。	
			13歳以上の者は、道路標識(図1)等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合や、安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道の左端を通行しなければならないことを理解させましょう。	
			図1 「普通自転車の歩道 通行可」を示す標識 注:*自転車運転者講習対象行為	
			対象行為は 14 項目あります。 また、14 歳以上が自転車運転者講習の対象と なります。 詳しくは県警HPにてチラシ等ご覧ください。	